

令和５年度 第１回徳島県男女共同参画会議 議事概要

1. 日 時 令和５年８月３日（木）午前１０時３０分から正午まで

2. 場 所 徳島県庁 １０階大会議室

3. 出席委員の氏名

阿部 頼孝	徳島文理大学名誉教授
大寺 禮子	徳島県女性協議会前会長
木村 直子	鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
齋藤 敦	徳島県労働組合総連合幹事
斎藤 誠一郎	徳島県医師会常任理事
佐藤 かおる	徳島労働局雇用環境・均等室長
佐野 健志	徳島県農業青年クラブ連絡協議会会長
齒朶山 加代	部落解放同盟徳島県連合会副執行委員長
妹尾 幸音	公募委員
鳴滝 貴美子	和田島漁業協同組合女性部部长
平野 文子	徳島県助産師会監事
藤田 育美	徳島県婦人団体連合会会長

<会議次第>

1 開 会

未来創生文化部長あいさつ

2 議 事

- （１）「誰もが輝く「未知のとくしま」創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第４次）～」の進捗状況等について
- （２）「徳島県男女共同参画基本計画（第５次）」の答申案について
- （３）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画について
- （４）その他

3 閉 会

<資料>

資料１ 徳島県男女共同参画会議運営要領

資料２ 徳島県男女共同参画推進条例

資料３ 令和４年度男女共同参画施策進捗状況

資料４ 誰もが輝く「未知のとくしま」創生プラン 成果目標進捗状況

資料5 男女共同参画基本計画（第5次）答申案（概要版）

資料6 徳島県男女共同参画基本計画（第5次）答申案

資料7 「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）素案」に係るパブリックコメント実施結果

資料8 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」の策定について

資料9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

資料10 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画検討部会設置運営要領（案）

<議事概要>

- 1 議事（1）「誰もが輝く「未知のとくしま」創生プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第4次）～」の進捗状況等について事務局（男女参画・人権課）から説明。

（会長）

ただいま事務局からご説明をいただきました。説明の内容にかかわらず、今後の施策の方向性等についての委員の皆さんからのご質問やご意見、ご提言でも結構です。何かございませんでしょうか。

（委員）

3点ほどございますので、すぐにということではございませんが、これからの計画等に加えていただけたらと思います。

第1点は、昨日も知事さんとお話しさせていただいたんですけれど、ネット上でモニタリング、ものすごい差別が起こっています。私たち裁判にかけて、地裁と高裁においては、勝利判決が出ています。地裁よりも高裁の方がより進んだ判決をいただいています。さらにひょっとしたら最高裁へ行くかもわかりません。そのことは別として、いち早く県でもモニタリングを実施していただいております。今日のご報告でも述べ180人以上の、特に大学生の方がモニタリングをしていただいて、年間70回程度のモニタリングをしていただいております。昨日もそのことが話に出たんですけれど、一つそこで課題となったのが、差別が目前にあったとしても、差別だというふうに認識できない人たちの方が残念ながら多いんですね。差別と認識していない人たちにとっては、どういう書き込みが差別につながるのかというのが非常にわかりにくい。そういう意味で、大学生を使っていたら、かなりの回数でモニタリングしていただいているんですけど、彼らへの研修というのはどういう内容でやられているのか、今回モニタリングの回数だとか、延べ人数だとか出していただくと大変ありがたく思っています。その大学生に特に研修をどのように年間どの程度されておられるのかを、またお知らせ願えたらと思います。そして、来年度以降の第5次の中でそれを活かしていただければと思います。

もう一点は、介護施設への研修ということが、この中に入っております。回数等は残念ながら入っていないんですけれど、つい最近もある介護施設で、差別発言が起こったという訴えがございました。そのことを巡って介護施設と協議をしたい、事実であるかないかということがまず大事ですので、話し合いをしたいというふうに申し入れをしたら、1年きまずけれど、話し合いに応じていただけないということです。そういった意味で介護施設への研修をどのように行われているか、今後どのようにされていくかということがとても大事かと思っておりますので、そのあたりのことをまた汲んでいただけたらと思います。

もう一点は、新しい知事になられてから、こどもまんなか政策課という大変有り難い課が増えま

して、こども中心に取り組んでいこうという意欲が非常に強く感じられてうれしいことなんですが、ただ、阿南市で今ちょっと問題になっているのは、第2子第3子を出産するときに保育所へ行けないんです。先に生まれている子どもは。私が出産したときは、そういうことが確か無かったように思うんですけど、そういった意味で、こどもまんなか政策課っていうのができて、就学前の教育にもあるいは保育についても取り組んでいこうという姿勢が見られるんですが、そういった制度の不備をどのように改革していただけるのか、これから考えていただきたいというふうに思います。以上です。

(会長)

ただいまのご質問に対して、県側から何かレスポンスされることがあればお願いします。

(事務局)

まず、最初にいただきましたネットモニタリングの話でございますけれども、定期的にネット上の差別書き込みとかをチェックするために県ではネットモニタリングというのを実施しております。基本的には、当課の職員が定期的にチェックをして削除依頼をかけたりしているところでございますけれども、若い学生さんにも、人権問題についてより深く知ってもらうために大学に出かけまして、人権研修を行った上で、また、ネット上の差別がどんなものであるかというのを勉強していただいた上で、それを実際に探していただくということをやっております。先日も鳴門教育大学に担当職員が伺いまして、90人くらいの生徒さんの前でやって、実際に削除というところまでやっていたという形になっております。これを他の大学さんにもやることにしております、年度を通じてこういう取組をしております。

あと、介護施設の人権の研修のようなことは今ちょっと手元にございませんで、よろしく願いいたします。

(会長)

他にどなたか。はい、お願いします。

(事務局)

子育ての負担軽減ということでは、現在、国におきまして、就労の有無に関係なく預けられる「こども誰でも通園制度」というモデル事業を実施しておりますので、県としてもこうした国の動きも見ながら事例の研究をしていきたいと思っております。

(会長)

じゃあそれでよろしいですか。

(委員)

そうしたら二つなんですが、先ほど、保育の関係で、国はもちろん、いわゆる親の就業証明書が要らないという形になってきたと思っております。そういう意味では、出産休暇で休んでいる人も保育所に通わすことができるようになっていくのかもわかりませんが、なるべく早くそのことを市町村の保育所に知らせていただいて、対応をしていただけるようお願いをしたいと思います。子どもを見るっていうことは待ってけませんので、是非ともお願いしたいと思います。

それから、ネットモニタリングのことですけれど、アクセスするだけでもとても難しいんですね。いろんな差別的なサイトが増えてきていますので、ある程度の全国的なこういう流れなのかということを知っていただかないと、いくら研修してもそれがあまり役に立たないっていうことがありますので、いっそ、うちと連携をしていただいて、更にモニタリングの効果が上がっていくようお願いをしたいと思います。以上です。

(会長)

どなたか他の委員さん。それではお願いします。

(委員)

資料7の徳島県男女共同参画基本計画第5次の素案のパブリックコメントの実施結果ということで、ちょっと気になったので言わせていただこうかなと思っています。

1番目の国のAV新法の適法業者や演者への弾圧法だと問題になっている中、AVそのものを性犯罪、性暴力と並べることに憤りを感じますという文章でコメントがされているんですが、そもそもAVについては、世界から日本が人権について遅れているのではないかなというふうに指摘されている中で、このことは、もちろん性犯罪とか性暴力に関わることへの取組ではあるかもしれませんが、そもそもAVが無ければいいのではないかなと思います。そもそも女性が、男性もあるかもしれませんが、商品でも物でもない、人だということで、若い男性がAVのDVDなんかを見ながら、女性はこういうものだと思ってしまうことに問題があるのではないかなというように指摘もあって、これは、性教育に関わる問題でもあるかと思うんですが、女性も男性も、男性も被害者ではあると思うので、これは私の意見なので聞き流していただいて結構なんですが、今後、このAVに関して禁止するというふうな方法が一番いいのではないかなと、これは私の意見です。以上です。気になったので。

(会長)

何か事務局からコメントすることはございますか。

(事務局)

そうですね、女性を商品のように扱うようことは、そもそも人権を無視したことで許されないことだと思いますし、私どももそういうことが無いような方向で取組を進めているつもりでございます。AVの禁止については、この場で答えられることではないかと思っています。

(会長)

他の委員さんいかがでしょうか。

もし、ないようでしたら、議題2に入っていきたいと思います。

2 議事(2)「徳島県男女共同参画基本計画(第5次)」の答申案について事務局から説明

(会長)

ただいま、事務局から答申案についてご説明をいただきました。

この答申案は、昨年の8月に知事から次期計画のあり方について、当会議に諮問を受け、その後、策定部会含め4回にわたる会議において、委員の皆様からいただいたご意見やご提言、また、パブリックコメントの結果等を踏まえた上で取りまとめられた最終案となります。内容を見ますと、皆様にいただいたご意見等は、かなり反映されたものになっているのではないかと思います。当会議における次期計画策定についての審議は本日が最終となりますので、最後に何かご意見ご感想、今後計画を推進していくにあたっての具体的な施策に関する要望等でも結構ですのでお願いしたいと思います。

最初に、本日ご欠席の委員から事前にご意見ご質問をいただいているとのことですので、事務局からお願いします。

(事務局)

ご欠席の委員の方のうち、お二人からご意見をお預かりしております。

まず、お一人目。

「これだけの施策があったことにびっくりしました。県民のために多大なる尽力をいただいております、ありがたいなと感じたのが率直な感想です。また、パブリックコメントにもありましたが、徳島県は、社長における女性比率が高いというデータが出ています。帝国データバンク徳島支店によると、他県と比べて女性起業家のコミュニティが充実していることなど、環境が女性の登用を後押ししている部分があるのではないかとしており、女性の創業ステップアップ支援事業やとくしまフューチャーアカデミーでのコミュニティ形成が功を奏していると感じます。創業ステップアップ支援事業にも数値目標を定めたり、徳島イノベーションベースとの連携も相乗効果を生むのではと感じました。第5次計画案に対する意見としましては、2026年度との比較対象がなぜ2021年度との比較なのかなと疑問に思いました。2022年度にもすでに出ており、2026年にならずともすぐに達成できそうなものもたくさんあったので、項目によっては目標の上方修正をしてもいいような気がしました。」ということです。

続きまして、お二人目のご意見です。

「今回新しい成果目標に県内企業における男性の育児休業取得率30パーセントという目標が追加されたことはとてもよかったと思います。現状把握の状況や目標を達成するために、どういった施策を取り組んでいくかも教えていただきたいと思います。ほとんどの市町村の目標数値が低いので、まず徳島県がしっかり旗振りをして、男性の育児休業取得を推進する意識を市町村に意識付けすることが大切だと思います。徳島県でも男性の育児休業取得が当たり前になるような施策を強力に進めていただけるようお願いいたします。」とのこと。以上です。

(会長)

それでは、これからご出席の委員の皆様からご意見等をいただきたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

(委員)

去年の本会議も出席させていただきましたし、基本計画の策定部会にも出席をさせていただきました。意見を取り入れていただき本当にありがとうございます。

その後、感じたことなんですけども、徳島県から女性だけではないと思いますけども、男性もだと思うんですが、かなり早い段階から20代からとかから、他県に例えば大阪であるとかあるいは東京方面だとかに出て行ってしまっただけで帰ってこないっていうような状況があるのかなと思います。それをどうやって呼び戻すかっていうようなことが本県の課題なのではないかなと思っています。

そういう意味合いで、この第5次の計画の中で、他県も同じようなおそらく基本計画を出してると思うんですが、他県との違いはどこなのかというところをこの計画を推進していただく中で、お示しいただけるといいんじゃないかなというふうに思うんです。そうすると、呼び込むことの材料というか、こういうことがあるんだったら徳島に戻ろうかなというような気持ちにさせることができ得るのではないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。それについて教えていただければと思います。

(会長)

事務局、何かご提案があればお願いします。

(事務局)

男女共同参画の計画というのは、全国一律にどこも作っている計画になりますので、その県独自の部分というのが人を呼び込むために有効でないかというお話かと思います。本県独自の施策と

しましては、これよくお話しさせていただいていると思うんですけども、例えば、女性デジタル人材の育成みたいなのに力を入れてると。とくしまフューチャーアカデミーとかですね、政策・方針決定過程への女性とか若者の参画促進、そういうことに力を入れております。

それから、例えば、テレワークセンター徳島を拠点として、県内企業のスマートワークの支援とかもやってる、これ徳島県独自のことだと思います。そういうことは、働き方改革にもつながりますし、他県から人を呼び込むということの一因にもなるのかなあと感じます。

(委員)

そういったことを県内だけでなく、他県の方にもアピールしていただけるとよりいいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

他にどなたかご意見はありますか。それではお願いします。

(事務局)

すみません、先ほど説明させていただきました欠席委員からの意見についての回答をさせていただきますと思います。

まず、第5次案に対する意見としまして、2026年度との比較対象がなぜ2021年度という数字なのかというのをご質問いただいております。これに対するお答えですけれども、この第5次の計画の策定作業を開始しましたのが、昨年度2022年度になります。その時の検討のたたき台にした数字が前年度の2021年度の数字であったため、2021年度の数字を現況値として記載させていただいたということですので、ご了解いただけたらと思います。

それからですね、2022年度の数字も既に出ていて、目標の2026年度にならずとも達成できそうなものもあるので、項目によっては、項目の上方修正をしたらいいのではないかという話なんですけれども、ここに記載の成果目標につきましては、これから毎年度この参画会議でどこまで達成されているか達成状況を確認させていただくことになりますので、その際に、達成されているとか達成されそうだという目標については、上方修正するなり修正を加えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、男性育休のことにつきまして、ご質問がございましたので、回答をさせていただきます。

男性育休の取得率につきまして、今回、初めて県の計画のほうに目標値を盛り込んでいったというお話があったところでございます。ただ今、国の男女共同参画基本計画におきましては、民間の企業の取得率を30パーセントにするということで取組は進められているところでございます。それに合致する形で、県のほうでも今回30パーセントという目標を設定させていただいたところでございます。なお現在、政府の方では様々な基本方針の中で、更なる高見を目指すということで、例えば、民間企業だと例えば2025年までに50パーセントを目指すというような方針が示されているところではございますけれども、まだ国の計画のほうには反映はされていないというところがございますので、そういった動向も見ながら県のほうの計画も見直しを随時していきたいと考えております。

また、国のほうでの調査におきまして、つい先日、男性育休の取得率について公表がされたところでございまして、具体的には約17パーセント取得率があったと公表がされたところでございます。この部分につきまして、国全体の数値は出されているんですけども、都道府県の数値っていうのがよくわからないと。集計としては公表されていないというところで、各県の現状というものを把握すべきでないかという部分は、さまざまな機会の中でご提言をいただいていたところで

ございます。そういったご意見も受けまして、県のほうでも調査を行ったところでございます。現在、その調査の結果につきましては分析を行っているところでございますけれども、速報という形でご報告をさせていただきますと、調査を令和5年の5月1日から31日にかけて行いました。対象は、従業員数が10人以上の県内企業の全業種でございます。約2,400社の会社が対象となっております、現在回収ができているのが約950社というところで、約40パーセントのところでございます。

この中で男性育休についての取得率を算定いたしましたところ、本県につきましては約33パーセントというような数字が出ているところでございます。また、他県の状況につきましても、いろんな県で独自に調査をされているところでございますけれども、それぞれの時期ですとか、回収率っていうのもまばらなところでございまして、単純な比較というものはできませんけれども、現時点では33パーセントというところの集計結果が出ているところでございます。

また、こういった取組をしていくのかというようなご質問も合わせていただいたところでございまして、県といたしましても、これまで男性育休を推進していくために、まず経営層をターゲットといたしました普及啓発を推進しているというところが一点。また、昨年度、男性育休に特化した事例集というものを作成いたしました。企業さんをお願いをし、5社選定をいたしまして、こういう取組をしていますといった事例集を作成いたしました。こういったものも使いながら情報発信、PRをしっかりしていきたいと考えております。また、徳島労働局ともしっかりと連携をいたしまして、企業向けのセミナーこういったものも開催をいたしまして、総合的に取り組んで参りたいと考えております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

私が個人的に感じるのは、公務員の世界で県と、市町村レベルとの間に、ちょっとタイムラグがあるようです。そういう面では、本県の場合には前知事の強力なリーダーシップがあって、審議会での女性委員の登用の比率、それから働き方改革の中でしっかり育休を取るというふうなことを受けまして、県が率先垂範することによって他の市町村にも良い結果がこれから波及効果として出てくるのではないかとというふうに考えております。

他にどなたかご意見ございませんでしょうか。どうぞお願いします。

(委員)

今、男性育休の話が出ましたので、事務局からもありましたとおり、私ども労働局といたしましても県と協力いたしまして、男性の育児休業取得促進というようにところを様々な面から取り組んで参りたいと考えております。

その中でも、県内企業における男性の育休取得率というようにところを成果目標に挙げていただいたというようにところ大きなところかと思えますし、資料6で言いますと、56ページの主要課題4の11のところ、男性県職員の育児休業取得率、これ2021年度の現況値が31.8パーセントに対して、2026年度の目標値として100パーセントということで、全ての対象の方が配偶者が出産された方との意味合いになるのかと思うんですけれども、100パーセントを目指されるというようにところで、先ほど欠席委員の方のご意見にもありましたし、今、会長のほうからもございましたけれども、県が旗振り役になっていただけるというのは非常に大きいところかと思えます。ここのあまりにも高い数値を挙げると対象者がいらっしゃったときに強制的に取らせるというかですね、そういう圧力がかかってくるようなところも心配されるお声もあるのかもしれませんけれども、無理矢理にでも短期間であっても、まずは子どもが生まれた時期に取っていただくというようにところが仕事の面でも効率的に考えるようになるのかですね、非常にその方ご自身の後の人生にも大きな影響を及ぼすところなんじゃないかなと個人的には考えております。

また、対象ではない方も、例えば、育児休業を取るような小さい子がいないんだよというような方々もぜひ、例えば学校行事に参加されるとかですね、というようなところで、育児休業原則は一歳まで、いろんな事情があって一歳半、二歳と伸ばせるものでもありますし、いろんな短時間勤務の制度ですとか基本的に長くても小学校に入るまでというようなところではあるんですけども、その年代以上の方であっても、それこそ中学受験、高校受験、大学受験の時に夫婦で一緒になってこの子の未来を考えたいというようなご意見非常に大きいものかと思いますので、一定子どもが大きくなった後も、ぜひ県職員の皆さんも三者面談があるんだとかですね、というようなところですか、ぜひ積極的に育児参加にかかる休暇というか、そういう制度はないかもしれませんけれども、年次有給休暇であってもそういうかたちでの用事があるから取るんだとかいうようなところで考えていただくと非常にありがたいかなと思います。ご回答は特に結構です。感想でございます。以上です。

(会長)

他の委員さんはいかがでしょうか。

(委員)

会長さんが言われたように、だいぶ進んではきていると思うんですけど、市町村の取組がここに現れてないんですね。例えば、どこの市町村がどういうことをやっているかと。私は企業の社長として、この頃労働基準法とかいろいろながありまして、休みが非常に多いんですよ。その上に育児休暇を取れと言われたら、企業としてはできないですよ。育児休暇の取り方について、例えば、奥さんがラインで入っているから、保育園の送り迎えは抜けてやりたい。それから、自由出勤で朝は送って行きたい、男性の方がね。そういうような取組についても細かくご指導していただけるのいいんじゃないかと。なにしろ、経営者の側から言うたら休みが多すぎて取れないんですよ、今。私の時代から言うたら、月に2回しか休みがなかったんですが、今だったら土日は休まないかん。その上に有休は取らないかん。その上に今年からは、5日間余分にせないかん。そういうようなことをやっていったら男性の育児休暇まで届かないと。そういうところを細かくね、どういうふうに指導していったらいいかというようなことを市町村もそれに力入れて、市町村が小さな中小企業に対してどういうふうにしたらいいかというようなことをもう少し県全体で考えてもらえたらいいかなと思います。

(会長)

何か県のほうからレスポンスされることがありますか。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。

いろんな種類の休暇があって、非常にわかりにくい部分も多々あるかと思います。そういった部分も含めまして、徳島労働局とも連携をしっかりとしまして、わかりやすい形でのPR、周知徹底という部分もしっかりとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

今、委員からも県と市町村との間で多少温度差があるんじゃないかというふうなご意見がございました。それで、徳島県の場合には、こういうふうなちゃんとした基本計画を作っているわけです。それから、私が個人的に今関わっているのは阿南市と小松島市ですが、両市でも、計画を作っています。県として市町村でどれくらいのところがこういうちゃんとした計画をつくっているのか把握されていますか。

(事務局)

市町村の男女共同参画の計画の策定状況でございますけれども、県内では8市、市はみんな作っています。それと、4町作っています。これは勝浦町と松茂町と藍住町とつるぎ町というかたちになります。今現在のところそこだけで作られているということになっています。県としましては、全ての市町村で作っていただきたいということで、知事市町村長会議の場みたいなところで、計画策定についてお願いをするという取組をしております。

(会長)

市町村の担当課及び担当者の方に聞きますと、いわゆる「女性の人権」というのは、ワンオブゼムだというわけです。だから、なかなかそこまで手が回らない状況のようです。市くらいだと人員の手配が可能なんですけど、なかなか町までいくとどうしても一人が何役もしているっていうふうな話は聞いています。やっぱり取り組む上で、こういうふうなプランとか、計画を作るってことも非常に大事だと思います。法律上は、県と市町村って対等な位置づけなんですけど、財政規模からいうと全然違うんですね。だから、県が命令するわけじゃなくて、オーケストラのコンダクターっていうそういう役っていうのは果たすべきじゃないかなと思います。そういう点もご留意いただけたらありがたいと思います。

(委員)

市町村が計画を作っていると。美馬市も私もちょっと見ておりますけれども、作っているだけなんよ。その内容について誰も検討もしないし、作るときに予算がいくらあるか聞いたら、ずいぶん昔のことですけど、聞いたら5万円と言うんよ。5万円でなんにもできんわ、作っただけって。下にも浸透しないから、市はみんな作っているんですけど、それに対してどれくらいできているのか、どれくらいこの会議しているのか、どれくらい企業を呼んでしたんとか、どれくらい市民に伝えていったとか、そういうのがちょっといるんじゃないかなと思います。

(会長)

県側から何かコメントありますか。

(事務局)

市の取組についてですけども、なかなか県がどこまでお話しできるかっていうのは難しいかもしれないけれども、ただ、計画を作った上で、しっかり進めていくようにというふうな話はできるかとは思いますので、市町村のほうにも伝えていきたいと思います。

(会長)

一番早いのは公務員なんです。だから、役場、市役所、そういうところで。私、地元の役場から人権擁護委員というのに空席があって、電話がかかってきて、妻がたぶんこれお父さんに用事でないかと言うんですが、いやいや違うんです、女性の委員さんが欲しいんですと。そういう県が取り組んでいる姿勢っていうのは、いろんな政策決定の場でできるだけ女性を取り入れたいというふうな動きもあるし、それから人事の採用、それから育休なんかもですね、徐々にではあると思うんですが浸透していっていると思うんですね。だから、市町村と連携して、まさに大きな旗振り役っていうのをそういうのを県が果たしていただいたら非常にありがたいと思います。部長からも一言お願いします。

(事務局)

まさに、県としての役割を会長からお話をいただいたところでございます。委員からも具体的な市の現状をお話いただいたところでございます。私どもも様々な施策で市町村と連携をしなければ

ば、県が先を引っ張っていくというそうした役割もあるんですけども、やはり、現場をよく知る市町村との連携っていうのは非常に大事だというふうに考えておりますので、様々な機会を捉えて、あらゆる施策の分野でしっかりと市町村の皆様のご意見を伺いながら連携をして施策をしっかり進めて参りたいと考えておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

(会長)

かなり時間も押してきているんですが、他の委員さん何かご意見があれば。

(委員)

今のお話なんですけれど、2月に毎年、部落解放・人権徳島地方研究集会っていうのを開いております。その中に最後の分科会にジェンダーの分科会を作っております。そこで市町村の職員等も集まってきますが、その中で意見が出されるのは、市は今できているということなんですけれど、町村にこういう担当課が無いということ。そして、職員として提言をしていくんだけど、なかなかそれが認められないということで、基本計画だとか条例だとか、そういうものがなかなか作られないということで悩みが出されたりします。ですので、昨日の話ではありませんが、市町村を集めてお話しする機会があるというふうにお伺いしましたので、その議題の一つに加えていただいて市町村頑張れよというふうにお声がけしていただくのも一つの手ではないかなと思います。

もう一つは、そういう計画を作ったとしても、職員が知らないっていうことも往々にしてあります。それはたぶん会議だとか審議会だとかそういうものが定期的に関わっていないってこともひとつ問題ではないかなと思います。もちろん住民に知らせるってことも大事ですが、職員が自分のところにどんな計画があってどういう条例があるのかっていうことを知って、そして、審議会等が開かれていくと、その準備もしなければなりませんし、お答えもしなければなりませんので、当然活性化していくのではないかなというふうに思いますので、そういうご指導をしていただければありがたいと思います。

もう一点なんですけれど、これは議題とは関係ないんですが、たまたま私、この県庁に来るのに、今日、県庁の四つ角のところで信号待ちをしていたんです。そしたらちょうど高い建物に電光掲示板が最近できています。その時々なのが電光掲示板に載っているんですが、ひょっと今日見ましたら、教員が足りませんと出てきたんです。おおそうだなと思って見ていたんですね。そうすると、次に出てきたのが出産休暇を取ると代替教員がいませんというようなことが出てきて、信号待ちですので最後まで見てないんですが、一体どこがこれを載せているのかなと一つ思いました。そして、一番に教員が少ないことの理由、それが一つではないと思うんですが、出産休暇を取る職員がいてその代替の職員がいない。それに困っているっていうことになると、女性が安心して妊娠出産できないのかなというふうに、ちょっと男女平等の感覚とはひょっとしてずれるのかなと。最後まで見ていけませんので言えませんが、どこが管理してあれを載せているのか。教員が足りないということですから県の教育委員会かどこかが載せているのと違うかな。その教員が足りないっていうことの第1番目の理由に出産休暇を取られるとみたいに出てくると、ちょっと問題なんではないかな。せっかくここで協議していることと逆行していくんじゃないかなというふうに感じましたので、ぜひ全体の概要を掴んでいただいてどういうことだったのかということをお県としても突き詰めていただきたいと思います。

(会長)

じゃあ、後でどのあたりの交差点だったか。どこが出しているのかは今すぐわかりませんね。ちょっとまた後で調べていただければありがたいと思います。

(委員)

資料6の17ページ(5)女性の参画が少ない分野での活躍促進ってなっている、まず①で出て

きている農林水産分野の人間でございます。

僕、農業を始めたのが10年ほど前なんですけど、その時からそれくらいから今僕がこの会長している農業青年クラブっていうのにちょこちょこ出させてもらっているんですけども、ここ最近数年で女性の数とか、活動に参加してくれる女性農業者の数が結構増えたなっていう感じではいるんです。

増えてきたので、女性農業者のグループとかも特に阿南市のほうだとかにあるって耳にしています。僕もそこに所属している人、知り合いにいらっしゃって、伸びてきてはいるのかなと。10年前と比べたら増えたよねって気はするんですけども、実際まだまだ表に出てこられる方っていうのは本当にごく一部でというところはあるかなと思うんですけども。

ここで、①のところに各種団体・グループが実施するリーダー育成研修会等の自主的な活動を支援しますって書いてくださっている、当農業青年クラブとかたぶん農業の青・壮年部さんとか、それこそ阿南市の女性農業者のグループだとか、それぞれがやってらっしゃるんですけど、特に我々は、事務局を県庁で持っていていろいろ助けてはいただいているんですけど、どういう形でというか具体的な支援の内容とかがちょっとわかったほうがほっとするといえますか、どういう支援してもらえるんだろうって、人的支援なのか、お金なのかとか、広報とかなのかとかが分かってとちょっとうれしいなと思ったので、一点です。

それで、それと関連して、そもそも個人事業主って形態で農業やってらっしゃる方がほとんどだと思うんですけども、そうすると育休っていう制度からそもそも外れてしまう。最近だと雇用、僕も従業員雇う立場なので、そういう方たちがそもそも農業分野って、労働人口における60代未満の割合が2割とかなんですよね。全体の8割が60代を超えているっていう最新の統計出ちゃっているみたいなんですけども、その中で、出産とか、パートナーが出産とかっていう世代の方が農業分野で働いてくれることを我々もすごい歓迎したいですし、もちろん取らせてあげたいって気もあるんですけど、数人の従業員確保ってなかなか大変で、忙しい時期ちょっと暇な時期ってある中で、その一人を雇うのは結構リスクを抱えるといえますか、若い労働力自体もかなり少ないっていう中で、忙しい時期の育児休暇1年あったとしたら、取らせてあげた人の代わりが本当に見つかるかどうか分からないっていう不安もあるんですね。

だから、まず、必要な労働力の確保っていうところが前提にないと取らせにくいし、通年というかたちで従業員の正社員っていうかたちで雇うっていうのも推進していかないと遠いかなっていう感じにもなりますし。

あと、取っていただくほうに関しましては、そういうところから始めていかなければと。個人事業主なんで取れない、休めないというか。旦那さんは農業に集中してみたいな、ちょっとできるかなみたいなの。もちろん積極的に参加されている人もすごくいるし、知ってはいますし、そうなんですけど、自分ら取れないんで代わりになんなら褒めて欲しいくらいの気持ちがあってですね、育児参加頑張ってるってと、育児と農業を両立していらっしゃる女性とか見つけ出して、県として褒めてあげて欲しいみたいなの。その人が立派な農業者だよっていうのが県内に知れるだけでも、あれを目指そうという方がこの分野で増えたらなと思いますので、そういうところからぐらいかなと思うんです。農林水産業になるんですかね、林業、水産業についてはあまり詳しくないんですけども、そういうところから取り組んでいただけたらなと思ひまして。ご要望ということです。

(会長)

県の方からどなたかお答えできる方がいればお願いしたいんですがいかがでしょうか。特に農業分野の方は今日お越しになってないかな。また、後でお答えしていただきたいと思います。

それ以外にはいかがでしょうか。じゃあお願いします。

(委員)

徳島県では、出生数が4,373人。22年、昨年ですね。これは、21年に比べて5.2パー

セント減っております。それだけ生まれてくる赤ちゃんが少ないです。産婦人科の分娩施設もどんどん減っております。

それから、出産費用は2年後には保険適用になると言われております。こういった中で、こども家庭庁という役所ができて、政府も異次元の少子化対策というのを前面に打ち出していると思うのですが、県としても、不妊に悩む方の相談とかいろいろやってくさっていますが、何か効果があるという実感がある、あるいはあまり手応えが無いなというのか、もしやっていく上でおありになりましたら教えていただきたいと思います。

(会長)

県側でどなたかお答えできる方はいますか。じゃあお願いします。

(事務局)

少子化の一般的な背景といたしましては、経済的な不安定、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立が難しい、また、家事育児の負担が依然として女性に偏っている、子育ての孤立感や負担感、子育て教育にかかる費用が高いというようなことが様々ございます。そういったことが複雑に絡み合っただけで個人の結婚だったり、出産、妊娠、子育ての希望の実現を阻むような要因になっていきます。政府といたしましては、今年の6月に、今後3年間で加速的、集中的に取り組む加速化プランを含めた「こども未来戦略方針」というのを立てまして、次元の異なる少子化対策、今、委員からもありました、出産費用の保険適用を含め、若者や子育て世代の所得の向上や雇用の安定等を図っていくということを謳っております。

本県におきましても、6月にこども未来局を発足させまして、国の施策に呼応するようなかたちで、いわゆる少子化対策も含め、こども・子育て支援の取組を一体的に推進していくとしたところでございます。今後、この新しい組織のもと、様々な取組を進めていく中で、課題や施策効果等を把握して参りたいと思っております。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

時間の関係で、まだご発言されてない方で、ぜひこれだけは言っておきたいということがあれば。

(委員)

前回の計画の時にも問題としてこの会議の中で上がっていたかなあと思うんですけども、主要課題の9番目の男女共同参画の推進に向けた意識啓発っていうところで、この男女共同参画社会という用語の周知度や男女の地位が平等だと思う人の割合みたいなことが、伸びづらいというか、なんだったら2017年の時の現況値よりも現在のほうが下がっているような実情で、なかなか難しいんだなあと思うんです。今回に関しても目標値としてはやっぱり、用語の周知度100パーセント、また、平等だと思う人の割合は50パーセントというふうに前回と同じ目標値が掲げられていて、実際のこの答申案の中でも42ページ、43ページのところに示されている内容は、表面的にはあるんですけども、読む限りだと前回からあまり変わっていないように見えてしまう、少し用語が変わっているけれども。だから取組としてどんなことを一生懸命取り組んで、この数字ってこの計画の中で最も大きく達成できてない部分かなあと思うので、何か県でここには出てきてないけれど、こういうことを取組もうと思っているということがありましたら教えていただけたらと思います。

(事務局)

この計画を作っていて、確かにここの数字が最も重要で、しかも数字のパーセンテージが上がってないというのが実情でして、大変心苦しいというか、思っております。ますます力を入れなきゃいけないなと感じているところです。前から取り組んでいることですが、やはりですね、固定的な役割分担意識っていうのが、これが一番意識の中で変えていかなきゃいけない部分かなあと思ってまして、アンコンシャスバイアス、無意識の思い込みの解消に向けたですね、これは前からやっていますし、新しく動画を作ってみなさんに見ていただけるように。それから啓発で学校に行ってこういう取組を啓発したり、力を入れております。急に何か変わるというわけではないと思いますけれども、やっぱりこういうことを積み重ねて、計画を進めていく中で少しでもパーセンテージ上げていきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございました。

たぶん、周知度に関してだと、年代によって周知度のパーセンテージが違っていて、どの年代層で周知度が上がってないのかなという調査データがあると、そこに対する手立てっていうのは変わってくるのかなとか、動画を作っても動画を見ない世代の人たちで周知度が低いのであれば有効でないのかなと思ったりするので、また検討いただければと思います。以上です。

(会長)

また検討してみてください。

それでは、まだご意見のある方もおられると思いますが、時間の関係もありますので、質疑応答についてはこのあたりで一旦閉じさせていただきます。

それでは、本日、ご審議いただきました答申案を基に各委員の皆様からいただいた貴重なご意見等を踏まえ、後日、知事へ答申を行いたいと思います。なお、答申を行うにあたって、文言の修正等については、会長、副会長に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

3 議事(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画について事務局から説明

資料10 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画検討部会設置運営要領(案)について、原案のとおり承認され本日から施行することとなった。部会委員8名を選出した。その後、会長が部会長及び部会長代理を指名した。

部会長	阿部 頼孝	委員
部会長代理	木村 直子	委員
部会委員	大寺 禮子	委員
	大村 久美子	委員
	川城 政人	委員
	齋藤 敦	委員
	齋藤 誠一郎	委員
	平野 文子	委員

(会長)

何かご質問等ございませんでしょうか。はいどうぞ。

(委員)

もう決められてしまっていますので、どうこう言えないんですけど、困難を抱える女性、元々

がこれが特定の女性を指して、その人たちを救援していくってことが歴史的にあって作られているものなんです、この計画の中では、困難を抱える女性っていうのはもっと広いと思うんです。障がいだとか外国人だとか被差別部落のものだとか、そういうことの意見を十分反映していただくように、特に部会長さんをお願いをしておきたいと思います。ちょっとこれ見ましたらね、障がい者や、外国人はおられると思うんですが、部落差別だとかそういうことを理解されているのかなとちょっと心配になるところもありますので、今、非常に重要なところですので、ぜひ部会長さんのご判断にお任せしたいと思います。

あわせて、ここで練られたものは、この男女共同参画会議に提案していただけるっていうふうに考えてよろしいですね。ありがとうございます。

(委員)

私も婦人会という団体で、女性の団体の長なんですけれども、今問題になっているのは男性。婦人会のほうも男性も入ってくださいというようなこともあって、男性の定年になっている人とか、ひとり暮らしの男性とか、男性問題もこの男女共同参画にはもう少し考えて欲しいというのと、出産の問題ですけれどね、うちも事業所で20人おったら3人しか結婚してないんですよ。問題は、子どもを生んで家庭を持って、そうすることが楽しいというようなことをしない限り、男性もひとりであった方がお金が全部使えるからいいと。家庭を持ったら小遣い制だと。そういうようなことで結婚しないですよ。だから、結婚したら楽しいっていうようなことをみんなの中で発信していかない限り子どもも産めないし、結婚しないんだから。そういうことを2点ね。高齢者の男性。それから、結婚を楽しいというような施策をして欲しいなと思います。

(会長)

まずは、検討課題としてご提案いただいたものと受け止めています。かなりテーマが大きいので、今このプランの中に盛り込めるかどうかはまた検討させていただきたいと存じます。

- 4 議事(4)その他について、今後の計画策定に関するスケジュールについて事務局(男女参画・人権課)より説明。